

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
交付規程

（目的）

第1条 この規程は、資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付要綱（20240119財産第1005号。以下「要綱」という。）第24条の規定に基づき、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「機構」という。）が行う令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金（以下「本事業補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、並びに要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において、本事業補助金とは、自動車、バッテリー、電気電子製品、繊維、鉄等の製品・素材を対象にサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの基本設計、詳細設計、プロトタイプ構築等を行う、又は、再生材品質の標準化に資する再生材製造や分析を始めとする資源循環促進のための機械装置等を導入する、間接補助事業者に対して補助金を交付する事業等により、早いスピードでルール化が進む欧州のコンセプト構築・デジタル化に伍するための分散型でアジャイルなサーキュラーエコノミーに関する情報流通プラットフォームの構築、及び、金属、プラスチック、繊維等の素材に関して求められる品質要件、また素材品質ごとに適用可能な用途を定義すること等の再生材品質の標準化、を目的とした補助金事業をいう。

（交付の対象および補助率）

第4条 機構は、製品・素材ごとに、設計・製造・流通・販売・消費・回収・リサイクルというライフサイクル全体での資源循環をデジタル情報で繋げて可視化する基本設計、詳細設計、プロトタイプ構築等を行う事業、又は素材ごとの再生材品質の標準化に資する機械装置等の導入を行う事業（以下「間接補助事業」という。）について、機構より交付決定を受け間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別紙 暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当するものが行う事業については、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 機構は、補助金の交付を受けようとする間接補助事業者（以下「申請者」という。）に対し、**様式第1**による補助金交付申請書に**様式第2**による実施計画書及びその他機構が指示する書類を添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

2 申請者は、間接補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同でしなければならない。

3 機構は、申請者が第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 間接補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第18条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第20条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第27条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）、第25条の規定に基づく事業報告書の提出については、機構が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 機構は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第16条の規定に基づく要求、第19条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令（第21条第3項及び第22条第6項の規定において準用する場合を含む。）、第21条第2項の規定に基づく返還命令、第22条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令、第26条第4項の規定に基づく納付命令（第27条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第27条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム、電子情報共有システム又は電子メール等により行うことができる。

(交付の決定と通知)

第8条 機構は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補

助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 機構は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第5条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 機構は、第5条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた間接補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件の他、必要に応じ、その他の条件を付することができるものとする。

- (1) 間接補助事業者が委託先、外注先が存在する場合は、間接補助事業者は、それらの業務進捗状況を管理するとともに業務実績（経理等を含む）の取りまとめを行うこと。
- (2) 間接補助事業者は、適正化法、施行令、要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うこと。
- (3) 間接補助事業者は、機構が第16条の規定による間接補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うこと。
- (4) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、機構の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すること。また、現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(申請の取下げ)

第10条 間接補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

- 第11条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、善良なる管理者の注意をもって保管し、機構及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5に

による計画変更（等）承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（イ）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（ロ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（２）補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

（３）間接補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（４）間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２ 機構は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

３ 機構は、第１項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

（契約等）

第１３条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

２ 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、機構に届けなければならない。

３ 間接補助事業者は、前２項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

４ 間接補助事業者は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５ 機構は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６ 前５項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１４条 間接補助事業者は、第８条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定す

る特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 機構が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）機構は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（3）機構は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

（指導監督および状況報告）

- 第16条 機構は、間接補助事業者による本事業費補助金の実施に関し、本規程に基づき指導監督を行う。

- 2 間接補助事業者は、事業の実施に疑義あるいは支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく機構に報告及び相談を行う。

- 3 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第7-1による状況報告書を提出しなければならない。

- 4 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、毎月機構に様式第7-2による月次報告書を提出しなければならない。

- 5 機構は、前2項の報告に関し、必要があれば間接補助事業者にヒアリング調査を実施するものとする。

- 6 間接補助事業者は、本事業費補助金の実施体制の大幅な変更等、本事業費補助金の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに機構に報告するものとする。

(間接補助事業の承継)

第17条 機構は、間接補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、**様式第8**による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに**様式第9**による実績報告書に、機構が定める書類を添えて、機構に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業が当該年度事業期間中に終了しなかったときは、当該会計年度の3月13日までに、**様式第10**による年度末実績報告書を機構に提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

4 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、15日以内の期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 機構は、間接補助事業者が、返還すべき補助金を前項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第20条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第11**による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第12**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第19条第5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第22条 機構は、第12条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

(1) 間接補助事業者が、法令又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 間接補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第19条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 機構は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該間接補助事業者から徴収するものとする。

6 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第19条第4項から第5項までの規定を準用する。

(加算金の計算)

第23条 機構は、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領

の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 機構は、第19条第5項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(事業報告書の提出)

第25条 間接補助事業者は、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、事業内容により、年度毎に年度の終了後30日以内に当該間接補助事業による過去1年間（初年度は、間接補助事業を完了した日から間接補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の導入設備による活用状況（生産量・トン数）及びそれによる二酸化炭素削減効果等について又は導入設備の実証状況及びその時点での商用化スケジュール（提案時のスケジュールと乖離が発生している場合はその理由）について事業報告書を機構に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第26条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、**様式第13**による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書に**様式第14**による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 機構は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を機構に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第27条 取得財産等のうち、機構が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ**様式第15**による財産処分承認申請書を機構に

提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(評価委員会)

第28条 機構は、有識者から構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して、間接補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

2 間接補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。

3 間接補助事業者は、評価委員会の助言に従い、間接補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第29条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第30条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(現地調査等)

第31条 経済産業省又は機構が必要と認めるときは、経済産業省職員又は機構職員が現地調査を行うことができるものとし、間接補助事業者は、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第32条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、機構が別に定める。

附則

この規程は、令和6年5月8日から施行する。

別表 1

補助金の名称	間接補助事業		補助率
	補助対象経費 の区分	内 容	
令和 5 年度補 正資源自律経 済確立に向け た産官学連携 加速化事業補 助金	I. 設計費 II. 設備費 III. 工事費	・ 令和 5 年度補正資源自律経済確立に 向けた産官学連携加速化事業補助金 に要する経費 ① 自動車、バッテリー、電気電子製品、 繊維、鉄等の製品・素材を対象に基本 設計、詳細設計、プロトタイプ構築等 ② 再生材品質の標準化に資する再生材 製造や分析を始めとする資源循環促 進のための機械装置等の導入	中小企業等 1 / 2 以内、大企業等 1 / 3 以内とする。 ※なお、中小企業者については、中 小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に定める 者を対象とする。ただし以下のい ずれか 1 つ以上に該当する者は、 非中小企業者の補助率を適用する こととする。 ・ 発行済株式の総数又は出資価格 の総額の 2 分の 1 以上を同一の大 企業が所有している中小企業者 ・ 発行済株式の総数又は出資価格 の総額の 3 分の 2 以上を大企業が 所有している中小企業者 ・ 大企業の役員又は職員を兼ねて いる者が、役員総数の 2 分の 1 以 上を占めている中小企業者 ・ 資本金又は出資金が 5 億円以上 の法人（中小企業を除く）に直接 又は間接に 1 0 0 % の株式を保有 される中小企業者 ・ 補助金の交付の申請時点におい て、確定している（申告済みの）直 近過去 3 年分の各年又は各事業年 度の課税所得の年平均額が 1 5 億 円を超える中小企業者 上記の割合を乗じて得た額を交付 額とする。ただし、算出された額 に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じ た場合には、これを切り捨てるも のとする。

別表 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
I.設計費	設計費		事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計、工事監理に要する経費をいう。
II.設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費をいう。
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
III.工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	工事請負業者（外注先）が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。（間接補助事業者自身の計上は不可）
		一般管理費	工事請負業者（外注先）が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費をいい、類似の事業を参考に決定する。（間接補助事業者自身の計上は不可）
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	調査及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。

1) 間接補助事業の実施に必要な購入にあつては、原則として複数（原則3者以上）の見積りを取りよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること。

2) <補助対象外経費の代表例>

既存施設の撤去・移設・復旧・廃棄費、機械基礎以外の基礎工事、建屋建設に係る経費

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

受理番号 (機構で記入)							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
交付申請書

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号。以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 間接補助事業の目的

3. 間接補助事業の開始及び完了予定日

当年度の事業期間 交付決定日 ～ 令和 年 月 日

（注1）事業完了日の最終期限は、令和7年2月28日までとすること

4. 間接補助事業の内容

5. 間接補助事業に要する経費 円

6. 補助対象経費 円

7. 補助金交付申請額 円

8. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙）

（注）1. 「間接補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。

2. 「補助対象経費」及び「補助金交付申請額」においては、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。尚、次の算式を明記すること。
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
3. この申請書には、以下の書面を添付のこと。
 - (1) 様式2の「実施計画書」を添付のこと。
 - (2) その他機構が指示する書面。

(別 紙)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区 分	費 目	内 容 (注 1)	間 接 補 助 事 業 に 要 す る 経 費 (注 2)	補 助 対 象 経 費 (注 3)	補 助 率 (注 4)	補 助 金 の 額 (注 5)
事業費	設計費				1 / 2 以内 1 / 3 以内	
	設備費					
	工事費					
合 計						

(注 1) 本文別表 1 の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示すこと。また、各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示すこと。

(注 2) 「間接補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味する。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注 3) 「補助対象経費」には、「間接補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注 4) 補助率には中小企業は 1 / 2 以内、大企業は 1 / 3 以内を記載すること。中小企業とは「中小企業基本法」に定められた企業とし、大企業はそれ以外とする。

(注 5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1, 0 0 0 円未満は切り捨て）を指す。

(様式第2)

受理番号 (機構で記入)							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

申請者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名

実施計画書

1. 間接補助事業の実施計画

(1) 間接補助事業の目的

(イ) 目的

(ロ) 実施場所 (住所及び事業所名)

(2) 間接補助事業の概要

2. 間接補助事業の具体的な内容

(1) 事業の実施方法

*事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。

*本事業費補助金の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。

(2) 事業実施工程表

<令和6年度>

実施項目	令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注) 上記の表に実施項目を記載し、矢印等で全体の実施スケジュールを示すこと。

(3) (補助) 事業実績、業務遂行能力

*当該事業に関連して過去に国の間接補助事業や類似の事業を実施している場合、その実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等 (自主事業の場合はその旨) を記載すること。

*国等からの補助金の受け入れ、委託契約の受託等の実績については、経理責任者、事務管理責任者等の氏名、所属等を記載すること。

3. 実施体制

(1) 実施体制図

(2) 実施体制

※実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容を記載すること。

4. 補助対象経費の算出根拠

※事業費について記載すること。

※事業費は、予定されている契約等の単位で記載すること。(見積書、定価表、カタログ等を添付)

5. 間接補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を間接補助事業者の単体ベースで記入すること。

社 名			
代 表 者 役職・氏名			
連絡先	Tel: Fax: E-mail:		
本社所在地			
設立年月日	年 月 日	決算月	
資本金	千円	従業員数	
事業内容			
主な出資者 (出資比率)	〇〇〇 (株) (60%) (株) ▽□〇 (30%) (株) □〇〇 (10%)		

(作成責任者役職・氏名: 〇〇事業部長 〇〇 〇〇)

(以下に代表者を含めた役員全員を記載すること。)

シメイ	氏名	生年月日				性別	所属	役職名
		和暦	年	月	日			
(例) ケイアイ タウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株)経済産業	代表取締役社長

(注1) 記載しきれない場合は、適宜行を追加して記載すること。

(注2) 氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で1マス空けること。

(注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で1マス空けること。

(注4) 生年月日は、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」で半角とし、数字は2桁半角で記載すること。

(注5) 性別は、男性は「M」、女性は「F」とし、半角で記載すること。

(注6) 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読み半角で記載すること。

6. 添付書類

*上記の他、必要な書類があれば添付すること。

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
交付決定通知書

令和6年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金については、令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和6年 月 日付け第 号で申請のありました令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

間接補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

当該案件の補助金交付番号は、 です。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

費 目		間接補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助 率	補助金の額
事業 費	設計費	円	円	1/2	円
	設備費	円	円	以内 1/3	円
	工事費	円	円	以内	円
合計		円	円		円

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）交付規程の定めるところに従わなければなりません。
5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第4)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所

氏名

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第10条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

1. 間接補助事業の名称

2. 交付の申請の取下げ理由

3. 取下げようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金の額 円

(様式第5)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
計画変更(等)承認申請書

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程(低炭素機構・資源循環(24-04)第001号)第12条第1項の規程に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
 2. 変更の内容
 3. 変更を必要とする理由
 4. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
 5. 変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
 6. 添付資料
- ※5の算出根拠がわかる資料(例:請負契約の変更に関する覚書、見積書等)

(注)中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

(単位：円)

費目	内訳	間接補助事業に要する 経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
		配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合計											

(様式第6)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
事故報告書

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第15条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が間接補助事業に及ぼす影響
6. 間接補助事業の遂行及び完了の予定日

(様式第7-1)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
状況報告書

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の費目収支状況（別紙）

(別 紙)

補 助 対 象 経 費 の 費 目 収 支 状 況

(単位：円)

費 目	補 助 対 象 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

(様式第7-2)

補助金交付番号							

年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
環境インフラ業務部長 殿

株式会社〇〇〇〇〇
実施責任者〇〇 〇〇

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業費補助金
令和 年 月分 月次報告書

1. 当月の実施報告

【当月の実施内容】設備の導入等の特記事項も記載すること。

項目①

・

項目②

・

(採択条件) 採択条件を記載する場合は追加して記載すること。

提案書の項目のうち、**進捗があった項目**について、
当月の進捗を記載すること。

【来月の実施予定】

項目①

・

項目②

・

【進捗状況】

項 目	令和6年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①												
②												
(採択条件)												

-----> 予定

————> 実績

2. 事業進捗における課題と対応策 (進捗がなかった項目を記載)

〈課題①〉 ○○○○○○

〈対応策〉 △△△△△△

〈課題②〉 ○○○○○○

〈対応策〉 △△△△△△

3. 経費発生状況

発注金額ベースで本年度予算に対して進捗率（概略）を記載すること。

採択時の補助対象経費総額： _____ 千円

補 助 対 象 経 費 総 額： _____ 千円 ←計画変更、3者見積での減額などなければ採択時と同じ

※見積後、補助対象経費が減額になった場合、適宜修正すること。

進捗状況	順調・遅延	
	遅延理由	
	対応内容 など	

発注金額 (千円・税抜き)	費用科目	採択時の 補助対象経費	発注額（累計）	発注率（％）
	設 計 費			
	設 備 費			
	工 事 費			
	諸 経 費			
	合 計			

【発注品目】 発注単位

〈発注品目①〉（発注内容、 _____ 発注金額 _____ 円）

見積 依頼書	見積書	発注先選 定理由書	契約書 (発注書)	リース 契約書	請負 契約書	委託 契約書	三者見積 比較
月	月	月	月	月	月	月	月

〈発注品目②〉（発注内容、 _____ 発注金額 _____ 円）

見積 依頼書	見積書	発注先選 定理由書	契約書 (発注書)	リース 契約書	請負 契約書	委託 契約書	三者見積 比較
月	月	月	月	月	月	月	月

4. 備考

この月次報告書では人件費以外の費用について進捗を報告すること

人件費については別途依頼をいたします。

その他報告事項をあれば記載すること。（委員会の開催、設備の導入・検収、出張等）

※本フォーマットを参考に2枚程度で作成すること。本月次報告は、翌月10日までにBOXにて提出すること。

(様式第8)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住 所
氏 名 法人にあたっては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
承継承認申請書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第17条の規定に基づき、補助金に係る間接補助事業の地位を承継し、当該間接補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した間接補助事業者名
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の内容
4. 承継理由
5. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
6. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第9)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
実績報告書

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）。以下「交付規程」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業
 - (1) 間接補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 間接補助事業の効果

2. 間接補助事業の収支決算（収支明細表）

(単位：円)

区分	費目	交付決定額				実績額					
		間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助対象経費流用額	補助対象経費流用後額	補助対象経費支出実績額	対象となる補助対象経費額	補助率	受けるべき補助金の額
事業費	設計費										
	設備費										
	工事費										
合 計											

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第23条第3項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)

(様式第10)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
令和6年度末実績報告書

令和6年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業について、令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 間接補助事業の名称
- (2) 間接補助事業の内容
- (3) 間接補助事業の効果

2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

4. 間接補助事業の収支決算

(単位：円)

区分	費目	交付決定額				実績額					
		間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額	補助対象経費流用額	補助対象経費流用後額	補助対象経費支出実績額	対象となる補助対象経費額	補助率	受けるべき補助金の額
事業費	設計費										
	設備費										
	工事費										
合 計											

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第23条第3項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)

5. 間接補助事業を期日までに完了しなかった理由

(様式第 1 1)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 5 年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
精算払請求書

令和 5 年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第 1 2)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 6 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 5 年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第 001 号）（以下「交付規程」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 19 条第 1 項による額の確定額） 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額（上記 4. - 3.） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 13)

補助金交付番号							

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和 5 年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第 001 号）第 26 条第 2 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 1 4)

補助金交付番号							

取得財産等管理明細表（令和 6 年度）

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
			円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和 5 年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第 001 号）第 26 条第 3 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第15)

補助金交付番号							

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金
財産処分承認申請書

令和5年度補正資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業補助金交付規程（低炭素機構・資源循環（24-04）第001号）第27条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

3. 処分理由